

アジア母性社会における救済論

——東アジア共同体、バハオーフェン、大目乾連冥間救母変文——

山口 勉彦

国内において東アジア共同体をめぐる論議が盛んとなったのは、二〇〇五年ごろからである。他方において、北朝鮮による日本海へのミサイル発射、中国による一方的な資源開発をめぐるトラブルなど、日本の安全と平和に対する挑戦も発生している。平和を目標とする様々な試みは行われているが、国家間の対立は厳しく、諸問題の平和的解決への道程は遠いように見受けられる。すでにヨーロッパにおいて人・物・サービス・金融に関して共通のプラットフォームを実現したEUは、域内各国の言語的・文化的・歴史的な相違と対立を克服しつつあるかに見えるが、提唱されている東アジア共同体の最大の困難は、中国・北朝鮮の二国が共産主義国である点に存在している。とりわけ、両国と海を隔てて接している日本にとって、両国は安全保障面において仮想敵国であり両国にとっても日本は仮想敵国である。日本側から両国に対して

軍事行動に出たことは戦後六二年間で一度たりともないのに対して、中国は九六年三月に台湾近海にミサイルを打ち込んだし、ノドン・ミサイル二〇〇発の保有を背景として昨年六発のミサイルを日本海に北朝鮮が打ち込んだことは、世界を震撼させた。さらに、北朝鮮の核開発への資金と技術は、四〇〇発以上の核弾頭を保有する中国の支援によるものであることは、銘記されるべきであろう。大法学者イエーリングの『権利のための闘争』冒頭にある通り、平和を目指す過程は闘争であり、軍事的抑止力によって平和が結果として得られるのであって、平和は自己目的化される性質のものではなく、いくら議論しても議論によって平和が得られるわけではない。EUが一応成功しつつあるのは、旧ソ連・東欧の自己破壊という歴史が背景となっているのであり、すでに経済面では一応の実現をみている東アジア共同体が政治的・法的・

文化的・軍事的に構築可能となるためには、中国・北朝鮮の共產主義が漸次的に解体される必要があると、考えられる。

平和をめぐるアジアのこのような現状認識のもとで、本報告では、下記のようにアジア社会が基本的に母性社会であるとの立論によって、まず啓蒙主義と闘ったバ・ハーフエン『母権論』における母権理論を取り上げ、これとの関連において、敦煌文書の日連救母変文を取り上げる。そして、ノーベル文学賞に輝くキップリングの作品『キム』の背景となっているグレート・ゲームの時代を、敦煌文書発見の背景となっていた情報戦に着目しつつ分析する。もともと目連変文に見られる地獄の思想は、西アジア起源であり、古代メソポタミア辺りからギリシャに伝来して、酒神ディオニソスにも救母伝説が伝えられ、これが、インド・ガンダーラを経て、シルクロードへ伝わり、敦煌の目連変文に伝えられたと思われる。目連救母伝説は、經典となつて日本にも伝えられ、立山・室堂の地獄図の中にも描かれた。本報告の結論としては、一、文明のアジア起源 二、二〇世紀冒頭の敦煌文書の発見は西欧先進諸国の帝国主義的戦争の前哨戦としてのアジアにおける情報戦であつたこと 三、目連救母説話は、地獄という戦争状態のなかにおいて母という平和を求める人間の姿に他ならないこと 四、高齢化社会においては、要支援・要介護に誰もなりうるものであつて、母を地獄から救わんとする目連の姿は、私たちの姿でもあること、また、地獄に苦しむ母の姿も私たちの姿であること、

などである。

—

もともと文明は、アジアの地から発してのち、西欧世界に波及したのであつて、その逆ではない。この点は、大法学者イエーリングの遺著の冒頭が指摘する通りである。すなわち、「東洋は文化の歴史的郷土であり、文化はこの郷土から西洋にもたらされた」と。しかしながら、近代科学技術の発展、近代合理主義の展開がアジアに先んじて欧米に起こり、アジアは欧米に遠く遅れることになつた。近代西欧に決定的な影響を与えたのは、ダーウィンの『種の起源』（一八五九年）とマルクス『政治経済学批判』（一八五九年）であつたが、同年にスイス・パーゼルの刑事裁判官バ・ハーフエンの著作した『古代人墳墓象徴試論』（一八五九年、二年後の著作『母権論』（一八六二年）は今日まで西欧の一部のロマン主義者たちに影響を与えたものの、大学アカデミズムの無視するところとなつてきた。

けれども、ダーウィンの進化論は、社会的進化論へ変容して近代西欧の学問の基底を動かしながら、遂にはナチズムに見られる極端な人種差別主義へと辿り着き、破産するに至つた。マルクス主義もまたレーニンの死後、一国社会主義建設可能論を核心とするスターリン主義へと変容し、世界を自由主義諸国と二分したソ連・東欧は一九八九〜一九九二年に自己崩壊していった。二〇世

紀はナチズム、マルクス主義に見られる啓蒙主義の時代であったが、この間、隠れていた啓蒙主義は二一世紀に入って、グローバルズムとなって顕在化してきた。現代グローバルズムの典型は、市場原理主義、国境を越えた自由貿易を謳うWTOに見られる。WTOは、西欧原理にもとづく自由貿易をあらゆる産物について要求しており、国内事情がまことに多様であるアジア諸国の、とりわけ農産物の生産は危機に瀕していることは、日本だけにとどまらない。そこで、WTOのグローバルズムに対して一国だけでは対抗することが困難であるため、東アジア共同体が提唱されることとなった。

二

人・物・サービス・金融・情報などの自由化をすでに達成したEUにおいて問題であったのは、ドイツ・フランスの歴史的対立を克服することであった。東アジア共同体は、今日、提唱されたばかりであるが、ASEAN+日中韓が中心になると、予想される。これら各国を見ると、中国による切り崩しはあるもの、おおむねASEAN各国は日本がリーダーシップを取ることを望んでおり、中国の一人当たりGNPを1とすると、韓国は10、日本は30であり、日本の経済力世界第二位の実力は当分揺らぐことはないと思われるので、西欧的価値観を共有している米国の傘のもとにある豪州、インドを加えて、中国に対して経済的・軍事

的・地勢学的優位の確保を配慮しつつ、議論を進めることが必要である。アメリカの雑誌の予測によると、二〇五〇年時点の大国(Power State)は、世界第一位が中国、二位アメリカ、三位インド、四位日本との報道がある。(朝日新聞、二〇〇七年四月二〇日(金))けれども、中国はもっとも不安定な要因を政治的・経済的に有しており、五〇年後にも現在のような共産党の一元独裁を維持できているかどうかは、大いに疑問であろう。むしろ、何らかの政治的激変が天安門事件以上に勃発することは、「歴史を鑑み」とするかぎり、あり得ることと思われる。東アジア共同体の実現へ向けて必要とされることは、今後一層推進されると予測される経済的相互依存において、中国における種々の激変(経済的バブルの勃発、政治的混乱の発生、環境の激変、水資源・電力エネルギーの枯渇など)に備えて、インド・東南アジアへの日本工場の分散移転による生産拠点の安定的確保を進めながら、政治的・軍事的透明化を要求していきながら、相互理解をすすめることであろう。中国は、確かに軍事的・政治的に不透明な点が多く、日本から見ると理解しがたい面が多々ある。しかし、そもそも、中国の改革・開放は、日本による多額のODAがあったからこそ、可能となったものであることは、中国自身わかっており、靖国神社参拝問題などは、ソ連崩壊によって対外的な仮想敵国がなくなったため、旧社会党・共産党など日本国内左翼の政府批判の論理を中国国内の共産党への求心力低下を抑えるために転用し

ただけのことである。一〇年以上にわたって吹き荒れた狂気の様
な集団的ヒステリーとしての文化大革命なる反革命が終結してか
ら、ようやく、三〇年が経過したに過ぎない中国という国とのお
付き合いは、これから緒につこうとしているのであって、中国は
数十年の遅れをもって、WTO加盟、新幹線、オリンピック、万
博、と、かつて日本の歩んできた道を、迎ろうとしている、と見
てとれる。先日の報道によれば、北京におけるオリンピックにむ
けて「ある国の都市を見習って」、北京市民がエスカレーターに
乗る際、片側を空けるよう、呼び掛けが行われた、とのことであ
った。中国共産党としては、日本の東京におけるエスカレーター
のマナーに学べ、とは、さすがに、言えなかつたのであろう。こ
とほど左様であるので、日本としては、中国を徒に敵視するの
もなく、かといって、日中友好などという無意味なお題目を唱え
るのでもなく、アジアで唯一奇跡的に西欧型近代化を成し遂げ、
あの無に等しかった敗戦の中からさえ三〇年で世界第二位の経済
大国に見事に躍り出た誇るべきパワーの源が英米独仏など西欧先
進諸国に謙虚に学んできた高度で良質な教育と安定した社会体制
にあることを、アジアの教師として、お手本を示しつつ、衰えを
見せつつある経済的・軍事的ハード・パワーを維持・向上させて、
東アジア各国を領導すべきものと考えられる。

中国は、不毛な「文化大革命」(一九六六―一九七七年)を経て、
鄧小平の「改革・開放」路線が一九七八年に取られたものの、北

京大学学生から火の付いた「天安門事件」(一九八九年)によって
流血の弾圧を行いなから、一九九二年の鄧による「南進講和」に
よって「社会主義市場経済」なる珍奇な原理を採用するに至り、
一九九六年にはIMF8条国に移行した。そして遂に二〇〇一年
には念願のWTO加盟を実現した。

日本の戦後史と中国の近年の変化を比較してみると、IMF8
条国移行については、中国は日本に三二年の遅れ(日本は一九六
四年に移行)、WTO加盟については四六年の遅れ(日本は一九
五五年GATT加盟)、デイズニールランド開業については二二年
の遅れ(日本は一九八三年、中国は二〇〇五年)、オリンピック
開催については四四年の遅れ(日本は一九六四年、中国は二〇〇
八年予定)、新幹線については四四年の遅れ(日本は一九六四年
新幹線開業、中国は二〇〇八年北京・上海間完成予定、万国博
開催については四〇年の遅れ(日本は一九七〇年大阪万博、中国
は二〇一〇年上海万博予定)である。一応、事態の推移に関して
見れば、ほぼ三〇年、四〇年のタイム・ラグであるかのように見
受けられる。徳治・人治・法治へと進んできたように喧伝されて
いる支配原理の実状は、共産党の一党独裁を最高原理とした「科
学的発展」なるものを前面にしながら、基本的人權の原理、罪刑
法定主義、租税法律主義など西欧型自由主義社会の原理は一切存
在していないため、種々の社会的セクターにおいて重大な歪みが
生じている。啓蒙主義の一般的特性は、「科学」なるものを前面

に出しながら、ナチズムおよびスターリニズムに見られるように、最後の辻つま合わせは、反対勢力の強制収容所への収容によって「科学」による「正しさ」を証明するということがある。人権派弁護士が次々に行方不明となり、北京オリンピックに向けて国内の汚点に関する報道を全面的に規制するなどのニュースがそうした特性の存在を立証している。自由主義に必須の諸原理を欠落した共産主義国家との間に、「平和」をどのようにしたら構築できるのか。東アジア共同体構築の最難点はこの点にこそかかっていると言える。ひとつのヒントは、何故、中国が日本の国連安保理常任理事国入りに猛反対し、それを実現したのか、という点を解明することから得られる。日本がGNP世界第二位という現状に甘んじることなく、経済的、軍事的、政治的なハード・パワーにおいてさらに国際的にも名実共に評価される実力を兼備するとともに、文化、観光、大学等のソフト・パワーにおいても圧倒的な力を有する、今以上のスーパーパワーになる以外に方途はないのではないかと考えられる。

三

北朝鮮・中国・ベトナムなどの共産主義諸国を除けば、東アジア共同体を構成することになるASEAN+日韓およびインドは、ほぼ仏教を国民的規模で宗教的基軸としている。ユングの主宰した哲学集団エロスに参加した鈴木大拙は、「仏教とは、母の心

である」と述べているが、一般的に、一神教であるユダヤ教、キリスト教、イスラム教は、原理主義的になり勝ちで、歴史上、種々の宗教的な激しい闘争を繰り返してきた。宗教的信念に基づくテロリズムは、今日、イラク国内及び世界各地で恐れられており、日本では世界で初めてのサリンを使用したオウム真理教による地下鉄でのテロがおこった。

東アジア共同体においては、アジアの他国に対する「寛容な心」が必須である。それは、「共生」、「平和」、「共感」、「共苦」と同義である。こうした心構えは、どのような学問的・思想的な根拠を有しているのか、については、いくつかの大学において左翼系教員によって行われている「平和学」においては、全く究明されていない。ここでは、ただ平和が大切である、とか、戦争はいけない、とか、説かれているだけである。すでに、「共感」についてはシェラーが、「共苦」についてはショーペンハウアーが述べているが、本報告では、前田惠學先生の基調講演「アジアにおける平和の思想——仏教を中心として」で述べられた問題意識を継承して、「母の心」をめぐって考えてみたい。ここでは、ローマ法学者のバハオーフェン『母権論』をその手掛かりとしたい。バハオーフェン母権論は、一八六一年の『母権論』において突然に発表されたわけではない。はじめ、バハオーフェンは、ローマ法研究からスタートし、一八四〇年の論文「ローマの民事裁判」、一八四一年の教授就任演説『自然法と歴史法の対立』を発

表し、一八四三年には二つの論文「拘束行為論」と「プロキウス法と要約的な法制度論」を書き、一八四七年には『ローマの質権』を出版し、一八四八年には『ローマ民法論選集』を出版し、一八五一年には『ローマ人の歴史論考』を共著で出版した。一八五四年には、ベルリン大学における旧師であるローマ法学者のサヴィニーに宛てた「自叙伝」を執筆したが、この草稿は比較法学者のJ・コーラーにより、六二年後の一九一六年になってから『比較法学雑誌』第三四巻に、バハオーフェン生誕百周年記念として掲載された。

『母権論』に直接的に先行する著作は、二つあり、一八五六年にシュットガルトで開催された「第一六回ドイツ文献学者・研究者集会」における報告「女権の本質について」と、一八五九年の著作『古代人墳墓象徴試論』である。Mutterrechtの訳語として「母権」が充てられ、Weiberrechtの訳語に「女権」を使うことが既に一般化しているので、本稿もそれに従うが、Mutterrechtの意味は、母の法的権利という意味だけではなく「法的・経済的・政治的・軍事的秩序の中心が母である」という意味であり、Weiberrechtの意味するところは、「法的・経済的・政治的・軍事的秩序の中心が女である」ということであって、女の法的権利のみを意味するわけではない。Weiberrechtと言いつても、Mutterrechtと言いつても、別々のことを意味しているわけではない。一八五六年の学会報告の中で、バハオーフェンは、リュキ

ア、クレタの母権制を報告し、アイスキュロスの『慈しみの女神たち』に見られる父権制と母権制との相剋を指摘している。一八五九年に出版された『古代人墳墓象徴試論』においては、二年後に出版される母権思想の基本形が、すでに全巻にわたって叙述されている。すなわち、バハオーフェンの母権理論は、一八四二年以降しばしば行われたイタリヤ等への旅行の中で古代の遺物に接することにより着想され、一八五四年の学会報告や一八五九年の著作『古代人墳墓試論』などにおいて、構想を次第に固めていったものである。

一八五九年出版のバハオーフェンの著作『古代人墳墓象徴試論』の持つ社会理論史上の意義は、ダーウィンの『種の起源』およびマルクス『政治経済学批判』に比肩する著作である、という点にある。これら三つの著作は、その後の二〇世紀の世界にとってそれぞれ異なる機能を果たすことになった重要な作品であると共に、三著作が一八五九年に同時にイギリス、ドイツ、フランスにおいて出版されたことが、注目される。バハオーフェンの著作『古代人墳墓象徴試論』はロマン主義的著作であり、注目する人は今日に至るまで僅少であった。これに対し、ダーウィンの『種の起源』で述べられた進化論は、自然科学にも社会理論にも重大な影響を及ぼし、キリスト教・ユダヤ教・イスラム教的な人間観と世界観を一挙に相対化し、いわば近代人の常識ともなった。しかるに、チャールズ・ダーウィンの甥によって、生物学上の進化

論は社会的進化論へ応用され、計測人類学を生み、そして遂には人種優劣論に基づくナチズムによるユダヤ民族へのホロコーストにまで至った。他方、マルクス主義は、一九一七年のロシア革命を経て、一九二四年レーニン死後におけるスターリンの一国社会主義建設論への転換以後には苛烈なスターリン主義へと変質し、遂には世界の半分を占めたソ連・東欧の共産主義は一九八九年から一九九二年にかけて一挙に瓦解するに至った。三つの著作の命運は、同時にまた、一世紀半後の現代世界の命運を左右する著作であった、と言える。

こうして、一八六一年に出版されたバ・ハオーフェンの主著『母権論』は、序説において研究の基本的構想を述べ、順にリュキア、クレタ、アテナイ、レムノス、エジプト、インドと中央アジア、オルコメノスとミニユアイ人、エリス、エビゼ、ビュリオイ・ロクローイ人、レスボス、マンチネイア、ピュタゴラス哲学と後代の哲学体系、補遺というように、叙述する。母権制の存在を証明する際に使われる素材は、法律制度、家族制度、神話、伝承、密儀、祭祀、文学作品などであるが、『母権論』の示す理論の基本は、まず、母性 (Mutterschaft) は実在的 (real) であるのに対して父性 (Vaterschaft) は擬制的 (fiktiv) である。すなわち、母性は素材 (Stoff) であるが、父性は精神 (Geist) である。このような前提に立って、バ・ハオーフェンは「古代世界」(Weltalter) ないし「文化的諸段階」(Kulturstufen) について、三つの主要

な段階 (Hauptstadien) を、『母権論』序説において、提示している。母権の第一段階 (Mutterrecht I) は、娼婦制 (Het-aerismus) であり、それに続く母権の第二段階 (Mutterrecht II) は、母権制 (Gynakokratie) である。その後には父権制 (Vaterrecht) が位置づけられる。

こうした古代世界の三段階論は、それぞれ特徴を有しており、第一段階の特徴は、乱婚 (Promiskuitaet)・娼婦的愛情 (Het-aeristische Liebe)・非婚 (Keine Ehe)・自然法 (ius naturale)・先文化 (Vorkultur)・先史 (Vorgeschichte)・狩猟と採集 (Jagt und Sammeln)・混沌 (Chaos)・無政府 (Anarchie)・原始的豊穡 (Urfuelle)・大地信仰 (Kultus der Erde)・大地信仰の象徴は沼沢の豊穡性 (sein Symbol ist die Fruchtbarkeit der Suempfe)・男性による女性の乱用 (Missbrauch der Frauen durch die Maenner) である。

第二段階の特徴は、第一婚姻形態 (Erste Eheform)・女性の優位 (Vorrang der Frau)・母性愛 (Muetterliche Liebe)・市民法 (ius civile)・文化 (Kultur)・先史 (Vorgeschichte)・農耕と手作業 (Bodenbau und Handwerk)・血統による共同体 (Stammesgemeinschaft)・都市国家 (Stadtstaaten)・月と夜の信仰 (Kultus des Mondes und der Nacht)・左側の優位 (Bevorzugung der linken Seite)・端緒 (Anfang)・深度 (Tiefe)・素材 (Stoff)・女性支配 (Gynakokratie)・女戰士制

(Amazonentum) に於て。

第三段階の特徴は、第二婚姻形態 (Zweite Eheform)、男性の優位 (Vorrang des Mannes)、父性愛 (Vaeterliche Liebe)、市民法 (ius civile)、文化 (Kultur)、歴史 (Geschichte)、産業 (Industrie)、国家 (Staaten)、帝國 (Reich)、太陽と日の信仰 (Kultus der Sonne und des Tages)、右側の優越 (Bevorzugung der rechten Seite)、結果 (Ende)、高度 (Hohe)、精神 (Geist)、アンドロクラテアー (Androkratie)、帝國主義 (Imperialismus) である。これに次ぐ第四の段階の存否については、バハーフエンは叙述していない。

第一段階としての乱婚制 (Hetaerismus)、第二段階としての女性支配 (Gynaikokratie)、第三段階としての父権制 (Patriarchat) という人間社会の進化の過程において、バハーフエンの言う母権制 (Matriarchat) は、第一段階の乱婚制と第二段階の女性支配の両者を指す。さらに三つの段階の特徴に関して、バハーフエンの叙述をまとめてみると、左記のようになる。

(第一段階のテルル神的・クトニク神的段階) 婚姻・家族組織は乱婚制、宇宙の象徴は地球、宗教的・象徴的形態はアフロディテ神、精神的レベルは女性的・物質的・物理的な自然、自然象徴は湖沼・植物、法的形態は自然法 (ius naturale)、地勢学的・歴史的地域はオリエント (アジア・中近東)。

(第二段階の月的段階) 婚姻・家族組織は統制された母権制、

宇宙的象徴は月、宗教的・象徴的形態はデメテル神、精神的レベルは物質と精神との結合としての魂、自然象徴は家内の穀物農耕法的形態は自然法 (ius naturale) と市民法 (ius civile) との結合、地勢学的・歴史的地域は小アジアのペラスギ (原ヘレニック)。

(第三段階の太陽的段階) 婚姻・家族組織は父権制、宇宙象徴は太陽、宗教的・象徴的形態はアポロン神、精神的レヴェルは男性的精神、自然象徴は天の光、法的形態は市民法 (ius civile)、地勢学的・歴史的地域は西欧 (ローマー・西欧)。

このように、バハーフエンの『母権論』は、神話的・古代宗教的・象徴的な分析からもたらされた理論であって、人間社会の発展に関するロマン主義的見解を提示しているから、これをもって、母権の存否について正否を論ずることはできない。啓蒙主義の見解によれば、バハーフエン『母権論』の発展段階論のみを取り出して、乱婚制・母権制・父権制というように婚姻・家族形態が發展するとこの社会法則がバハーフエンによって発見された、とされる。このような見解は、エンゲルス『家族・私有財産・国家の起源』以来、今日までの啓蒙主義者によって長らく支持されてきた。しかし、バハーフエンの母権理論および家族發展段階論は、上記のように神話的・古代宗教的・象徴論的分析と一体となって提起されているのであって、一九、二〇世紀の社会諸科学が求めた普遍的に妥当する社会發展の科学的法則と

して叙述されているのではない。この意味でエンゲルスによるバハーフエンに対する「完全な革命」(eine vollständige Revolution) だという批評は、エンゲルスがバハーフエンの母権論を手放しで礼賛したのではなくて、バハーフエン母権理論から神話的・宗教論的・象徴論的分析を捨象して家族発展の三段階論のみを取り出してみた場合には、ドイツ社会民主党の見解に対して「彼の画期的な功績」(sein bahnbrechendes Verdienst) となる、と述べたにすぎない。

確かに、平和は母に、戦いは父に關する。私自身の戦時期の体験においても、戦争に出掛けて行って戦ったのは父であり、内地で私を守ってくれたのは母であった。より一般的に、母性が平和に、父性が戦争に關連する、と言えるだろうか。冒頭で触れた、バハーフエンの『母権論』によれば、人間史の第一段階である「乱婚制」(Haerismus) でこれは母権制の第一段階である。この期には、無秩序が支配し、物質的自然が支配的で、大地と結びつき、アフロディーテ的で、沢地、植物、自然法、オリメント的なことが特徴である。母権制の第二段階は、より高次の母権制(Gynaiokratie) であり、乱婚制を克服して母性の持つデーメル神的な規律により自由な性的交渉の原理を乗り越えて、物質と精神が結合し、家内農耕(穀物)が行われ、自然法と市民法が生まれ、小アジア的であるとされる。こうして、第三の父権制(Vaterrecht)の時代が到来し、ギリシャ世界に見られるように、

太陽、アポロンの、天の光、市民法、西洋(ローマ的・ヨーロッパ的)の時代になる。

バハーフエンによれば、「近代的なるものよりは、古代的なるものを優先させる」ことが、たいせつである。なぜならば、「あらゆる文明によって唯一強大な原動力たるものは、宗教以外に無い。」からである。男性の側は、肉体的な優越、暴力の原理、抗争、悲しみの側に立つが、女性の側は、宗教の普及、平和の原理、寛容の原理、愛の側に立つ、と、される。

バハーフエンの『母権論』は、以上を骨子として、組み立てられているが、今日の学問の教えるところによれば、いづれ如何なるところにおいても、男性に優越して女性が全ての権力を掌握して優位にあつたことはない。実証科学によれば、『母権論』は正しくないと言われている。問題は、冒頭にふれたダーウイン進化論やマルクス主義に見られる啓蒙主義が一九、二〇世紀の学問を支配しながら、自然科学におけるのと同様な科学的実証主義が人間理論にも社会学論にも適用された結果、見事に、ことごとく、灰塵に帰したことである。他方、バハーフエン『母権論』に見られる母性理論を密かに自らの学問的基礎に据えたロマン主義に発する試みの多くは、今日、多くの学問的・芸術的成果を挙げた。例えば、ユング心理学、ケレニー神話学、キャンベル神話学、ポアス人類学、ファース人類学、シュミット人類学、フロム心理学、イエーリング法学、ペンヤミン文学、フックス風俗史、ヘル

マン・ヘッセの作品、レーベントローの作品、等々、枚挙に暇が無い。

母権的ロマン主義のキーワードは、地域、庭園、壁、海、女帝、保護であり、これに対して、啓蒙主義のそれは、近代主義、大陸、土地、世界、皇帝、支配などである。このような啓蒙主義は、マルクス主義、ナチズムなどと通底する特徴を有している。一九世紀、二〇世紀を支配したマルクス、ダーウイン以後の啓蒙主義を、スイスの小都市バーゼルに発するバハーフエン以後の新しい母権的ロマン主義と比較する作業は、新しい比較思想の重要な課題であると言える。

バハーフエン母権論を方法論として駆使しながらカール・シユミット論を書いた興味深いニコラウス・ゾンバルトの近著²⁾の提示するところによれば、アドルフ・ヒットラーが、ドイツ、大陸、地域、皇帝、男性、父権制の立場に立つのに対して、ベンジャミン・ディズレリーは、イギリス、海、世界、女帝、女性、母権制の立場によっている、とされる。言うまでもなく、前者は啓蒙主義、後者は母権的ロマン主義に依拠するものと言いうる。

興味深いことに、バハーフエンを生んだバーゼル・フマニズムの伝統には、エラスムス、ブルクハルト、イェーリング、ニーチェ、ユング、ポルトマンらが専攻分野の違いにもかかわらず連なっており、母権論を否定したメイソ、クラーランジュ、ヴェステルマルク、マリノフスキー、ジェンセン、ルポックらは、マルク

ス、ダーウイン、ヒットラーと同様、啓蒙主義に連なっている。今日まで比較思想史、哲学史などの射程外にあったミュンヘン大学北方のシユワービングに陣を構えた宇宙創造論クライスのクラゲス、ゲオルグ、ヴェーデキント、シュラー、ヴォルフスケール、レーヴェントロー、リルケ、T・マンなどが、母権論との関連で新たに論じうる局面が今や切り開かれつつあると言える。

さらに、アスコナに居を構えた「真理の山」(Monte Verità) クライスに所属するオットー・グロス、グスト・グラザー、ルドルフ・ラバン、ヘッセ、D・H・ロレンス、カフカ、イザドラ・ダンカン、また、リヒトホーフエン家の姉フリーダと妹エルゼを結節点としたロレンス、ウエーバー、マリアンネ・ウエーバーなどハイデルベルク学派などについても、文化史家マーチン・グリーンの生彩ある三つの近著³⁾を手掛かりとしながら、母権的ロマン主義の立場から、新しい分析が可能となっていくと思われる。

これのみならず、従来、検討がほとんど手つかずに近かったポリーリゲンにおけるユングの主催誌「エラノス」による五〇年を超える学際的な活動に寄せられた、W・オットー、ケレニー、ポルトマン、鈴木大拙、井筒俊彦、上田閑照、河合隼雄、E・ノイマンらの論稿にも、新しい分析の光があてられていくことになる。ポリーリゲン叢書をめぐるメロン夫妻、マクガイヤー、アイザヤ・パーリン、ポアス、キャンベルらの知的クライス、アビイ・ヴァールブルクを中心とするパノフスキー、カッシーラー、

ニーダム、ゴスマンらがヴァールブルク学派に所属することなど、バオローフェン母権理論を導入することによる比較思想の学的対象の拡がりは予想もつかない程に広大である。

二二世紀における新しい「平和」の学的理論は、旧来の擬似左翼的な視角からの「平和学」ではなくて、前記のような母権理論を導入したロマン主義の立場から壮麗な構築へのヒントが秘められているのではないかと思われる。

四

膨大な敦煌文書のそもその発見がいつであったかについては、一九〇〇年を前後に多少の説が分かれるが、発見者が王という無学な道士であったことは確定されている。いづれにしても、当時、実態としては先進各国による情報戦であった西域探検は、「グレート・ゲーム」といわれる熾烈な英・仏・露・日・米間の資料獲得戦争であった。人類の秘宝発見とその略奪過程は、大略、一九〇五年から一九二三年にかけて進行した。

まず最初に、一九〇五年に敦煌文書を入手したのは、帝政ロシアのオブルーチェフ探検隊であったが、敦煌文書の大量の入手は、イギリスとフランスによって国内統治の力を失いつつあった弱体化した清国を尻目に秘かに行われた。すなわち、イギリスのスタイン探検隊は一九〇七年に王道士から極端に安い値で世界の文化遺産というべき多くの敦煌文書を買取り、続いて、フラン

スのペリオ探検隊は翌一九〇八年にまたしても敦煌文書をパリへ運び去った。こうした事態に気付いた清国は羅振玉ら当時の考古学者の進言を容れて、宝物を一九一〇年に北京へ移管したが、まだ多くの遺産が現地に残されていた。

日本の西本願寺に所属する大谷探検隊による文書入手は、一九一二年のことであったが、ロシアは二回目に該るオルデンブルク探検隊を一九一四年に派遣し、一九一九年には中国民国探検隊による敦煌文書の再調整が実施された。もともと乱暴な略奪は、アメリカのウォーナー探検隊によるもので、彼らは、敦煌の壁画を二六面も引きはがしてアメリカへ持ち帰った。さすがに、これ以降は、敦煌の遺産を外国探検隊が持ち去るということは、嚴重に阻止されることになった。戦時中の一九四四年には中国の文物保存の意義が認識され始め、敦煌芸術研究所がつくられ、一九五一年には今日の保存機関の母体となる敦煌文物研究所が創設されるに至った。わが国では、大谷探検隊の持ち帰った敦煌文書が、京都の龍谷大学の所蔵に帰している。

敦煌文書の発見は偶然によるものではあったが、しかし、この発見は、中央アジアを中心とする欧米先進各国、とりわけイギリスと帝政ロシアの大規模な情報戦⁵グレート・ゲームの結果、もたらされたものである。

これらの敦煌文書の中で、変文と言われる文書中、「目連救母変文」（正しくは大目乾連⁶、目連救母⁷）と言われる断片が全部

で（教え方にもよるが）ほぼ一六点ほどある。現物は、今日、シユタインによってロンドンに三点が運ばれ、ペリオによってパリに運ばれ、かの地に保管されている。釈迦の高僧であった目連は、実在の人物であるが、この「目連救母変文」の基となっている「仏説孟蘭盆経」は、サンスクリット本もチベット本も見つからず、偽経であろうとされている。

「目連救母変文」は、この「仏説孟蘭盆経」に基づくものではないが、経文ではなくて、物語風に語られる仏教文学の中の口誦文学で、まず「せりふ」（白）があり、つづいてそれを要約した「うた」（唱）（七言からなる）があり、この二段構成がつづく文体的変文である。周知のように、目連救母の伝説は、孟蘭盆会の起源を述べるものであり、地獄に落ちた目連の母・青提夫人を目連が釈尊の力を借りて救出する、という筋書きであって、広くアジアに暮らす人間の地獄観を形成する一因となっている。六道絵と言われる地獄図の中に目連が描かれていることは珍しくないが、それは右記の故事に因むものであり、立山・室堂の地獄巡り、川口久雄の伝える、ダム建設で沈んだ手取川溪谷奥の白峯村に伝わった目連尊者に因む盆祭り歌など、西域から遠く日本の山奥まで、目連救母の伝説はアジアに広く伝播していった。岩本裕によれば、目連変文の阿鼻地獄の七画は古代メソポタミアで悪魔に係わりとされた、素数の7に関連があり、マニ教の影響もあり、広く西アジアに分布の見られる豊穡神ディオニソスは母セメレを冥界から

連れ出し、テオオーネという名を与えて天界に住ませたというギリシャ神話が仏教に影響を与えた、と興味深い説を述べている。目連救母変文は、アジア全域に広く分布する救母伝説に基づいたものである。東アジアにおける「平和」を構築するためには、社会体制や文化、歴史などの違いを超えて、何らかの共通のプラットフォームに立つ必要がある。目連救母変文は、その手掛かりとなりうるのではないかと考えられる。目連救母譚は、孝経に発する儒教の孝思想の仏教的受容という側面もある。こうして見ると、目連救母譚は、中国の孝子伝、二十四孝、それらの日本の受容としての日本における孝子伝、二十四孝、官民の孝義伝、さらに、それらに対するアンチ・テーゼとして成立した西鶴『本朝二十不孝』など、日中「孝」思想の受容史原点到位置づけることも可能と考えられる。左記の「大目乾連冥間救母変文」⁷⁾は、スタイン探検隊がイギリスへ持ち帰ったもののうち、Stein 2014 とナンバリングされている文書が一部に欠損があるものの最も長文である。S. 2014 の原文全文は、現在までのところ国内では発表されていないが、影印は川口久雄によってなされている。⁸⁾長文の口誦であるため、残念ながら冒頭部のみにとどめる。

大目乾連冥間救母變文并圖一卷并序

夫爲七月十五〔日〕者、天堂啓戸、地獄門開、三途業消、十善増長。爲衆僧〔自〕忤〔恣〕〔解〕下〔夏〕、此日會福、之〔諸〕

神八部龍天、盡來教(徹)福。承供養者現世福資、爲亡者轉生于勝處。於是孟蘭百味、飾(式)貢於三尊。仰大衆之恩先(光)、救倒懸之窘急。昔仏在世時、弟子厥號目連、在俗未出家時、名曰羅卜、深信三寶、敬重大乘。於一時間欲往他國貿易、遂即支分財寶、令母在後設齋、供養諸仏法僧及諸乞來者。及其羅卜去後、母生慳吝之心、所「是」囑咐資材、並私隱匿。兒子不經旬月、事了還家。母語子言：「依汝付囑、營齋作福。」因茲欺誑凡聖、命終遂墮阿鼻地獄中、受諸劇苦。羅卜三周禮畢、遂即投仏出家、承宿習因、聞法證得阿羅漢果。即以道眼訪覓慈親、六道生死、都不見母。目連從定起、含悲諮白世尊：「慈母何方受於快樂？」爾時世尊報目連曰：「汝母已落阿鼻、見受諸苦。汝雖位登聖果、知欲何爲。若非十方衆僧解下(夏)勝脫之日、以衆力乃可救之。」故仏慈悲、開此方便、用建孟蘭盆者、即是其事也。

羅卜自從父母沒、
聞樂不樂損形容、
聞道如來在鹿苑、
我今學道覓如來、
爾時仏自便逡巡、
左右摩訶釋梵衆、
胸前万字頗黎色、
欲知百寶千花上、
弟子凡愚居五欲、

禮泣三周復制畢。
食旨不甘傷筋骨。
一切人天皆撫恤。
往詣雙林而問仏。
稽首和尚兩足尊。
東西大將散諸(支)神。
項後圓光像月輪。
恰似天邊五色雲。
不能捨離去貪嗔。

直爲平生罪業重、 殃入(及)慈母入泉門。
只恐無常相逼迫、 苦海沉淪生死津。
願仏慈悲度弟子、 學道專心報二親。
世尊當聞羅卜説、 知其正直不心邪。
屈指先論四諦去(法) 後聞應當沒七遮。
縱令積寶凌雲漢、 不及交(教)人覲出家。
(以下省略)

(1) Rudolph von Ihering, *Vorgeschichte der Indoaewopfer*, Leipzig 1894 イェーリングの遺著の学問的意義は、インド・ヨーロッパ人の起源論争にローマ法学者として取り組み、一定の解答を試みた点にある。イェーリングの思想的立場は、ヘルダー以来のドイツ・ロマン主義を堅持してゐる。

(2) Nicolaus Sombart, *Die Deutschen Männer und ihre Feinde*, Hanser, München-Wien, 1991 (邦訳：田村和彦訳『男性同盟と母権制神話』法政大学出版局、一九九四年)

(3) Martin Green, *The von Richthofen Sisters*, University of New Mexico Press, New York, 1974 独訳：Elise und Frieda, *die Richthofen Schwestern*, Deutscher Taschenbuch Verlag, München, 1976 邦訳は塚本明子訳『リヒトホーフェン姉妹——思想史のなかの女性』(みすず書房、二〇〇三年)

Martin Green, *Mountain of Truth: Counter Culture Begins Ascoma 1900-1920*, Tufts University Press, Hanover and London, 1986 邦訳は進藤英樹訳『真理の山——アスコーナ対抗文化年代記』(平凡社、一九九八年)

- Martin Green, *Otto Gross, Freudian Psychoanalysis 1877-1920, Literature and Ideas*, Edwin Mellen Press, New York, 1999
- (4) Hans Thomas Hakl, *Der Verborgene Geist von Eranos, Unbekannte Begegnungen von Wissenschaft und Esoterik*, Verlag Neue Wissenschaft, Bretten 2001
- (5) Peter Hopkirk, *The Great Game, On Secret Service in High Asia*, Oxford University Press, 1990. また金子民雄『西域 探検の世紀』(岩波新書、二〇〇二年)。こうした中央アジアを中心とするグレート・ゲームの小説化は、ノーベル賞作家ルジャード・キップリングの小説『少年キム』(Rudyard Kipling, *Kim*, Penguin Books, 2000)
- (6) 岩本裕『目連伝説と孟蘭盆』仏教説話文学研究第三、法蔵館、昭和四九年、一九四頁、また目連については玉置裕晃『孟蘭盆経禮讃』明治書院、昭和一〇年、三三三頁以下。
- (7) 項楚『敦煌変文選注』(増訂本)上、中華書局、北京、二〇〇六年、八四二頁以下による。本書の注解は、かつて始めて敦煌変文集(二冊)を世に送った王重民版とは比較にならないほどに、極めて詳細である。
- (8) 川口久雄編『大目乾連冥間教母変文』、敦煌資料と日本文学Ⅲ、大東文化大学東洋研究所、昭和五九年。なお、二、三ページ程度の断片である S. 4564 の影印と翻刻は下記。黒田彰『中世説話の文学史的環境』(和泉書院、昭和六二年)一一二―一二三頁。

(やまべち・みちひこ)、法哲学・法思想史・法曹倫理、
日本大学大学院法務研究科教授